

奈良工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程

平成24年10月1日制定

令和7年2月13日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号、以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、教職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第3条 本校にハラスメントの防止及び排除等（以下「ハラスメントの防止等」という。）に対応するため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、教職員及び学生等のハラスメントの防止等に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関する事項
- 二 ハラスメントの防止等のための啓発活動に関する事項
- 三 ハラスメントの被害救済及び再発防止等の調査・検討に関する事項
- 四 その他ハラスメントの防止等に関する事項

3 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が指名する副校長
- 二 常勤教職員の中から校長が指名する者 3名以上
- 三 事務部長
- 四 総務課長
- 五 学生課長

4 防止委員会にハラスメント防止・対策委員会委員長（以下「防止委員長」という。）を置き、前項第一号の者をもって充てる。

5 防止委員会にハラスメント防止・対策委員会副委員長（以下「防止副委員長」という。）を置き、第3項第二号から第五号の者の中から防止委員長が指名する。

6 防止副委員長は、防止委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

7 防止委員会委員（以下「防止委員」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の防止委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第3項第二号に掲げる防止委員の指名にあたっては、特定の性に偏らないよう配慮するものとする。

(苦情相談)

第4条 防止委員会は、第3条第2項に掲げる業務のほか、教職員、学生及びその他関係者（以下「教職員、学生等」という。）からハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）を受けたときの対応にあたるものとする。

2 防止委員が苦情相談の相手方となるときは、その者を当該苦情相談の防止委員会に出席させてはならない。

3 防止委員長が苦情相談の相手方となるときは、副委員長が防止委員長を代行する。

(相談員)

第5条 本校に苦情相談を受けるための教職員（以下「相談員」という。）を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

2 相談員の指名にあたっては、特定の性に偏らないよう配慮するものとする。

3 委員長が特に必要と認めるときは、外部の者を相談員に委嘱することができる。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、教職員、学生等からハラスメントに関する苦情相談があった場合は、次の各号に掲げることを行う。

一 事実関係の確認

二 苦情を申し出た者（以下「申立人」という。）の望む措置の確認

三 緊急性の程度の把握

四 苦情相談記録の作成

2 相談員は、機構規則第9条第2項の理事長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意して、苦情相談に対応するものとする。

3 相談員は、苦情相談の処理にあたり、苦情相談の内容を記録し、申立人の同意を得て速やかに防止委員長に報告するものとする。

4 防止委員長は、相談員からの報告を受けて防止委員会を開催し、速やかにその対応にあたるものとする。

5 防止委員長は、苦情相談の対応状況を校長に報告する。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 校長は、必要があると認めた場合は、ハラスメントの事実関係の調査にあたるため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

(調査委員会の任務)

第8条 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

一 ハラスメントの事実関係を調査すること

二 申立人及びハラスメントの相手方（以下「被申立人」という。）並びに関係者から事情を聴取すること

2 調査委員会は、必要と認める場合には、調査前及び調査中の措置として、申立人及び被申立人並びに関係者に対して、調査を困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調査委員会の組織)

第9条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 調査委員会委員（校長が指名した者） 若干名
 - 二 弁護士等外部の専門家（校長が必要と認める場合に限る） 1名
- 2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
 - 3 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼務することを妨げない。
 - 4 調査委員会に委員長を置き、校長が指名する。
 - 5 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
 - 6 調査委員会委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
 - 7 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事の決定をすることができない。

(調査にあたっての遵守事項)

第10条 調査委員会は、調査を進めるに当たって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- 一 調査に際して、申立人及び被申立人並びに関係者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- 二 調査委員会は、申立人及び被申立人並びに関係者から事情を聴取し、ハラスメントの事実関係を、申し立てのあった日から3ヶ月以内に明らかにすることとする。ただし、3ヶ月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(調査の終了)

第11条 調査は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、終了するものとする。

- 一 調査委員会の調査が完了したとき
 - 二 申立人が、調査の打ち切りを申し出たとき
 - 三 申し立て後3ヶ月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがない場合で、委員会の議を経たとき
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は速やかに校長に経過及び結果を報告しなければならない。

(懲戒等)

第12条 校長は、前条第2項の報告に基づき、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、次の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 校長は、教職員の懲戒処分等の是非について決定する。
- 二 学生の懲戒については、学生委員会に処分量定の審議を回付する。

(教職員及び学生等への説明)

第13条 校長は、就労又は修学環境の深刻な悪化を伴う重大な事案であると判断した場合は、教職員及び学生等に説明し、信頼を回復するよう努めなければならない。

(個人情報等の保護)

第14条 相談員及び調査委員会委員並びにその他個人情報を知り得た関係者は、プライバシー、名誉その他人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 教職員及び学生等は、苦情の申出及び相談、当該苦情に係る調査への協力等その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(欠格事項)

第16条 相談員、防止委員会委員、調査委員会委員並びにハラスメント相談への対応及びその手続きに関わる者が被申立人となった場合には、当該事案について対応及びその手続きに関わるができない。

(記録の保管)

第17条 校長及び調査委員会委員長は、苦情相談への対応にあたって入手又は作成したすべての文書とその責任において厳重に保管しなければならない。

(プライバシー等の保護)

第18条 苦情相談等の対応にあたっては、相談者の二次被害の防止、相談者及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第19条 防止委員会及び調査委員会に関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月11日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

2 奈良工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する実施要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。